

連携でつくる新たな部活動

—部活動指導員の活用を中心に—

中屋 晋（一般社団法人日本部活指導研究協会代表理事）

2017年に「部活動指導員」の配置が制度化され、その後、スポーツ庁および文化庁策定のガイドラインに沿って、全国各地において学校部活動の新たなかたちを模索しつつ、部活動改革は進んでいる。そして、20年9月に文部科学省は、休日の部活動について段階的に地域移行するなどの新たな指針を打ち出した。具体的には、23（令和5）年度以降、休日の部活動指導者は、指導を希望する教師が兼職兼業の許可を得た上で休日の指導を行うこととし、さらに活動形態を学校単位の取組から地域単位の取組とするなどの指針を示している。

この制度改革の柱になるのが、地域と部活動の連携のあり方である。ここまで学校組織内で丸抱えていた部活動をいかに地域と協働して、社会全体にとって有意義なスポーツ活動、文化活動として位置付けられるかが大きな課題である。

地域連携を実践する掛川地域の取組

部活動の地域との連携を実践している例として、2018年から静岡県掛川市で始まった取組で、市民参画型の先進的な文化部活動、「掛川未来創造部Palette⁽¹⁾」の取組が続いている。特徴となるのは、生徒の自主的自発的な活動を最大限に尊重する元来の部活動の本質に立ち返り、それを基本の理念としている点と、市民の支援体制を背景に、活動の場を学校外に置き、民間NPOが生徒の活動を見守り育てるという点である。

従来のように自治体・教育委員会は、指示監督するという立場ではなく、協働するかたちを取っている。つまり、運営企画の主体は、民間NPOが担いながら、地域の経済界・財界、お

よび地域で活動するアーチストや専門家と連絡調整を取り、資金面の援助や生徒の興味・関心につなげる役割を果たしている。

この掛川市における取組の詳細を見ると、その底流には、システムシップ教育がベースにあることが読み取れる。したがって、学校教育の一環の学校部活動から、子どもたちが、地域を学び、社会を学ぶ場としての地域部活動への転換をねらった実践と言える。今後のこの取組の課題として資金や人材確保の面の問題が挙げられているが、教育行政とは別の組織が主体となり、部活動を地域で育てるという発想のパラダイムシフトを図る取組としては大いに評価できるのはないだろうか。

地域連携で増える部活動指導員

今後、部活動の地域との連携が積極的に図られた場合、教員も含め、現状を遥かに越える大量の部活動指導員の資格認定がなされ、指導現場に配置されることが予想される。

この部活動指導員の配置が制度化されてから、学校現場では、教師の職務の一端を担う存在としてその期待に応えてきたが、その半面、人材確保の難しさについて問題視する声も多く耳にする。つまり、学校教育への理解が担保された指導者の確保が難しく、十分に部活動指導員制度を活用し切れていない実態がある。また、外部指導者の立場からは、自分の指導スキル

を活かす場を探しているが見つからないという声も多く聞いている。

この実情を考慮すると、これから部活動の地域移行の流れのなかで、増員される部活動指導員について、採用する側、採用される側、双方にとつて合理的な制度に整備する必要があり、その場合、部活動指導員という資格のあり方、特に選抜と育成のバランスを考えながらの新しい仕組みづくりは必須である。

「部活動指導員」はどういう制度か

(1) 職務について

2017年、文部科学省からの各教育委員会への通知において、「部活動指導員」の職務が示された。その職務遂行に当たっては、担当教員との情報共有などの連携を図るものとされていて、部活動指導員のみを顧問として命じることも可能にしていていることから、かなりの割合で部活動指導員のそれぞれの職務について単独の判断が認められている。

教育現場において、広範囲にわたる職務遂行への権限が許された部活動指導員という資格について、その選抜と育成という局面において、十分な対応、対策がなされていると言えるのだろうか。事実上、教科指導以上に時間を割き、なくてはならない存在として重要な役割を担っている部活動について、教員免

許という資格を有する教員と同等に職務遂行の資格を与えることの問題が、今後、このままでは、体罰、暴言、差別、パワハラ等が現実の問題として各所で現れることが懸念される。

(2) 資格制度について

業務を遂行するうえで、資格取得を義務付けられた業務独占資格は、国家資格が位置付けられることが多いが、現状においては、教員免許について、業務独占資格でありながら、文科省は国家資格とは認めていない。⁽²⁾ならば教員免許は民間資格なのかというと、そうとも言えない極めて公共性の高い資格という認識が実態であり、現実なのである。今後、部活動指導員という資格についても、同様な議論がなされるのではないか。つまり、部活動指導員という資格について、試験制度、更新制度を含め根本的な制度の見直しを迫られる事態がもう間近にきていると考えるべきだろう。そして、国家資格として認められない教員免許のような扱いではなく、法令に基づいた文科省認定の資格として、部活動指導員という資格を整備し、実態に則した部活動制度にすべきだと考える。

民間資格「部活動指導員検定」の取組

前記のような課題克服を見据え、民間団体の取組として、筆者が代表を務める一般社団法人日本部活指導研究協会は、⁽³⁾20年3月に「部活動指導員検定試験」を実施した。実施の目

的には先に挙げた選抜と育成の局面について、一つの資格制度を提案したかたちの取組である。「部活動指導員検定」のねらいの柱は次の2本である。

①指導員の能力・知識の審査認定すること→検定試験

②指導員の能力・知識の維持向上を図る→更新研修

この2本の柱のもとに行われる民間資格制度になる。この「部活動指導員検定」の実施、資格認定によって、人材確保のための名簿を各教育委員会と共有することも可能である。さらに公式テキストに基づいた学校教育への理解度を問う試験を実施することで、学校教育の一環で行われる部活動とは何かという新たな認識を促す機会として利用できるものである。

やはり、学校の求める指導理念から大きく外れる指導者には十分な研修が必要である。現行では教育委員会が部活動指導員のための事前研修、定期研修を主催しているが、研修の機会はあるものの、研修後の筆記試験、インタビュー、レポートなどの効果測定のシステムは、今のところ整備されていない状態である。それに對して、当該検定試験は育成と選抜という両局面における対応不十分な点について補完する役割を果たすことを目的としている。

現在、200名以上の部活動指導者の資格認定がなされ、名簿登載されている。また、検定試験の平均合格率については、3級が98%、2級が55%となつておらず、外部指導者に対する学校教育への理解を測る目安として活用が期待されている。

「部活動指導員検定」を地域連携に生かす

今後、段階的に地域との連携のあり方が確立するなかで、部活動指導を希望する教師が兼職兼業届を提出し、部活動指導員として部活動指導に従事するかたちが全国的に展開することが予想される。この場合、行政とは別組織で、部活動指導員を統括的に管理する全国組織の設置も将来的には考えられる。

実は、部活動指導員は、資格分類のなかでは特殊な「任用資格」という部類に属している。公務員として採用された後に名乗ることができる、つまり「後づけ」の資格とも言える。この資格について、選抜と育成の局面において、公平性を保ちながれ一定の水準を維持し、さらに財源の問題を改善する仕組みとして、新たに全国組織を基軸にした地域との連携のかたちの構築が必要なのではないか。「部活動指導員検定」実施の取組は、この試行的な取組として位置付けることができる。

例えば、部活動指導員の採用時の選抜の局面において、業務独占資格にあたる国家資格の取得を新たに要件として加え、その資格認定から研修、派遣、指導報酬の支払いを全国組織としての新団体が担うという発展的な案もある。

部活動は、自主的自発的に行う、言わば自然発生的な活動であり、行政の監督下において管理運営することは別の発想も、必要ではないか。つまり、部活動は、地域の祭りなどの行

事と同様に命令されて行う活動ではない。この場合、先に挙げた掛川市の実践例のように、ある管理団体を間に置いて、行政は援助・支援する立場に立つことが、むしろ適切な関係になるのではないかだろうか。したがって、指導報酬についても、公務員の給与体系に組み入れることが難しい現状がある以上、国や自治体が、新団体に補助金として拠出するなどし、その補助金を間接的に指導報酬に充てるといったかたちも考えられる。

また、大きな懸案である財源獲得についてさらに述べると、サッカー界ではすでに制度化されているが、国際サッカー連盟(FIFA)が定めた国際的なルールで、プロ契約をする選手の出身チームに育成費を寄付する育成報償金制度が定められている。これを応用して、各界で活躍する選手、著名人から新団体を通じて寄付を募るなど、民間における部活動を支援する立場からの寄付を募るというアイデアもある。

ここまで本稿では、部活動指導員を組織化した場合の新団体を想定して、行政がその新団体を通じて部活動を支援するという関係の例をいくつか紹介した。このような民間団体との連携が部活動改革を考えるきっかけになれば幸いである。

(注)

- (1) 長沼研究室主催第6回部活動のあり方を考えるミニ研究集会「部活動改革2・1『部活動の地域移行を考える』」より(2020年9月)。
- (2) 萩生田光一文部科学大臣講演(2020年6月8日)。
- (3) 2015年設立団体。
- (4) 一般社団法人日本部活指導研究協会監修「部活動指導員運用・ハンドブック」(2020年)。